

鶴岡市農業委員会第9回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和6年8月9日(金) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 金野 匡良 2番 菅原 仁 3番 伊藤 由紀子 4番 鈴木 聡 5番 野村 恵 6番 工藤 久子 7番 小林 博 8番 渡部 修 9番 丸山 伸一 10番 石井 光明
出 席 推進委員	1番 森 秀弘 3番 石川 守 4番 齋藤 功 5番 齋藤 万里子 6番 齋藤 和博 8番 齋藤 政伸 9番 菅原 輝康 10番 河井 健次 11番 富樫 初 12番 黒井 涼子 13番 若生 正人 14番 清野 吉喜 15番 齋藤 智
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	2番 井上 克浩推進委員 7番 新館 登推進委員
事 務 局	局長 伊藤 幸 主査 原田 和泉 主査 坂田 英勝 調整主任 金内かな 主事 齋藤 静 主事 奥山 立 羽黒分室調整専門員 伊藤 元生 櫛引分室主査 渡部 千歌 朝日分室専門員 井上 聖
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日の欠席届は、2番 井上 克浩推進委員と7番 新館 登推進委員です。遅参早退届はありません。定足数に達しておりますので、ただ今より第9回東部農地部会を開会します。はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、8番 渡部 修委員、9番 丸山 伸一委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入らせていただきます。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農地の転用事実に関する照会について≫
議 長	報告事項ではありますが、質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長	これは3条案件ですので、担当委員の現地調査報告をお願いします。13番 若生正人推進委員。
13番推進委員	13番 若生です。朝4の案件について報告いたします。8月2日に現地確認を行いました。農地は受人の居宅脇にあり、近隣の耕作者も取得しない為、宅地と一体的に利用する事で、農地の遊休化防止につながります。受人は、昨年引っ越してきた方で、農家ではありませんが、草刈り機を所有しており、渡人から草刈等の管理を任されていることや、集落の作業にも積極的に参加しており、以上の事から効率的に耕作に取り組める方と判断いたしました。農地法第3条第2項各号不許可の要件には該当しないことを報告いたします。
議 長	4番 齋藤 功推進委員。
4番推進委員	4番 齋藤です。藤6の案件について、8月1日に私と事務局、森推進委員で現地確認を行いました。受人は、地元では若手として農業を頑張っていて、農地も非常に適切に管理されている方です。以上により農地法第3条第2項各号の不許可の要件には該当しないと確認いたしましたので報告いたします。
議 長	5番 野村 恵委員。
5番委員	5番 野村です。櫛3の案件について、8月5日に黒井推進委員と事務局1名で、現地調査を行いました。受け手は、農作業歴が25年で必要な農機具も確保しており、申請地において自家野菜を作付けする予定となっています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないことを報告いたします。
議 長	6番 齋藤 和博推進委員。
6番推進委員	羽10から13について、8月5日に私と渡部修委員と事務局2名で現地調査を行いました。農地法第3条第2項各号の不許可の要件には該当しないことを、報告いたします。
議 長	それでは、審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

	(発言者なし)
議 長	ないようなので、質疑を終結し採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案通り決しました。続きまして、議案第 2 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 2 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について≫
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。3 番 伊藤 由紀子委員。
3 番 委 員	3 番 伊藤です。藤 8 の特例事業とは、なんでしょうか。
議 長	事務局の説明をお願いします。
事 務 局	特例事業というのは、農地中間管理機構が行う農地売買の事業のことを言います。この事業を使うことによって、所有権移転の譲渡所得が、基盤強化促進法による売買は 800 万までの控除なのですが、1500 万までの控除を受けられる事になります。
議 長	他に質問のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農用地利用集積計画 (案) の決定については議案通り決しました。これをもちまして、第 9 回東部農地部会を終了いたします。
事 務 局	閉 会 午前 9 : 5 5

議 長

石井 光明

議 事 録
署名委員

渡部 修

議 事 録
署名委員

丸 山 伸 一